

野沢温泉村

一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年野沢温泉村条例第12号）

（職務の級）

第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。

別表第2（第5条の2関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事、保育教諭の職務
2 級	主任、高度の知識又は経験を必要とする保育教諭の職務
3 級	係長、主査、園長、主任保育教諭の職務
4 級	課長補佐、主幹の職務
5 級	課等の長、副参事の職務
6 級	総務課長、参事の職務

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日）

等級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、保育教諭の職務	22	33.8	主事	17	22	33.8	主事級
				保育教諭	5			
				計	22			
2 級	主任、高度の知識又は経験を必要とする保育教諭の職務	10	15.4	主任	9	10	15.4	主任級
				保育教諭	1			
				計	10			
3 級	係長、主査、園長、主任保育教諭の職務	23	35.4	主査	7	23	35.4	係長級
				主任保育教諭	4			
				園長	1			
				係長	11			
				計	23			
4 級	課長補佐、主幹の職務	5	7.7	主幹	1	5	7.7	課長補佐級
				課長補佐	4			
				計	5			
5 級	課等の長、副参事の職務	4	6.2	副参事	0	5	7.7	課長級
				課等の長	4			
				計	4			
6 級	総務課長、参事の職務	1	1.5	参事	0			
				総務課長	1			
				計	1			
	合 計	65	100					